平成２４年（フ）第１７５号
長野県上田市諏訪形1106番地１　ハイツパールＣ棟201号
債務者　加納　　彩
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６号
長野県上田市秋和838番地
債務者　齋藤美和子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第９号
長野県上田市五加629番地22　銀Ⅱ―104号
債務者　市川　一男
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第８７号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪3922番地６
債務者　赤塩志穂子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３号
長野県上伊那郡南箕輪村3413番地１
債務者　中島　　厚
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２５号
兵庫県加古川市平岡町新在家2323番地の１
ハイトホームⅠ―302号
債務者　宮崎　雄三
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県加古川市加古川町溝之口５番地の７テリム七番館204号
債務者　竹永　　勇
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６号
奈良市平松２丁目２番６―101号
債務者　田村　節子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１９９号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津307番地２ノイエラント205
債務者　糸川　洋平
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１３０８号
広島市西区草津南３丁目４番９―401号
債務者　竹下　幸子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
広島市中区本川町２丁目４番８―504号
債務者　塚本由美子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
広島市南区皆実町３丁目13番７―301号
債務者　石本　祐子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
愛媛県西条市大町683番地１　ニュー若草マンション503号、前住所沖縄県那覇市字大道95番地　メゾン有泉307
債務者　新川　貴之
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１３号
愛媛県四国中央市川之江町長須367番地１、前住所愛媛県四国中央市川之江町1032番地２アサヒパレス川之江Ａ棟202号
債務者　森川　　典
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１７号
愛媛県新居浜市中萩町15番９号　パナハイツカワサキ１―17、前住所愛媛県新居浜市中須賀町１丁目５番30号
債務者　大木　忍哲
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８号
福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1652番地１上高橋団地３
債務者　山本　了子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１号
大分県佐伯市6756番地１　エアリー女島Ｂ202号室
債務者　岡部　智美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係